

○農林水産省告示第七百四十五号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第十四条第一項の規定に基づき、平成十八年八月七日農林水産省告示第千百九号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第二条第一項第三号の農林水産大臣が定める事項等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月八日

農林水産大臣 赤松 広隆

別記様式第三号を次のように改める。

別記様式第四号を次のように改める。

年産

別記様式第4号

「収入減少影響緩和交付金」の交付申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者 住 所
氏 名 (法人等にあつては、
名称及び代表者の氏名) 印

対策加入者管理コード A | | | | | | | | | |

「収入減少影響緩和交付金」の交付を受けたいので、以下の生産実績数量に基づき計算される金額の交付を申請します。

なお、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第2項第3号に規定する農地（遊休農地）がないことを誓約します。

対 象 農 産 物	地 域 等 区 分	生 産 実 績 数 量
		kg
		kg
		kg
		kg
		kg

(注意事項)

- ・対象農産物ごと、地域等区分ごとの生産実績数量を確認できる書類を添付してください。
- ・米穀の生産実績数量の記入に当たっては、生産調整方針に従って設定された生産数量目標の範囲内としてください（加工用米等は対象外）。また、種子用に供される米穀、未検査米、自家消費用米その他の当該交付金の交付対象とならない米穀の数量については、生産実績数量には含めないでください。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。